

# 市立幼稚園保育料

階層区分	年度	推定年収	平成29年度		平成30年度以降
	クラス年齢		3・4歳	5歳	3～5歳
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	約240万円まで	2,300	3,000	2,300
C1	市民税所得割非課税世帯	約270万円まで	3,000		3,000
C2	市民税所得割課税額 59,400円以下世帯	約330万円まで	7,600	6,300	7,600
C3	市民税所得割課税額 77,100円以下世帯	約380万円まで	9,700		9,700
C4	市民税所得割課税額 121,100円以下世帯	約490万円まで	10,500		10,500
C5	市民税所得割課税額 164,700円以下世帯	約600万円まで	11,400		11,400
C6	市民税所得割課税額 211,200円以下世帯	約710万円まで	12,300		12,300
C7	市民税所得割課税額 254,400円以下世帯	約800万円まで	13,300		13,300
C8	市民税所得割課税額 305,600円以下世帯	約900万円まで	14,400		14,400
C9	市民税所得割課税額 305,601円以上世帯	約900万円を超える	15,500	15,500	

※小学校3年生までの兄弟がある場合、その児童を含めて2番目の子どもについては半額、3番目以降の子どもについては無料となります。ただし、AからC3階層までは、兄弟の年齢に制限はありません。

※8月分までの保育料は前年度の市民税所得割額、9月分以降の保育料は当該年度の市民税所得割額により決定するため、9月に保育料が変わることがあります。

※推定世帯年収は、父・母・子2人(母はパートタイム勤務程度)の世帯の場合の大まかな目安です。

※保護者の前年収入が120万円未満で、同居の祖父母がいる場合は、同居祖父母による扶養とみなすため、同居祖父母の課税状況をふまえた保育料となります。

※この保育料のほか、各施設・事業によっては、行事代、バス利用代などの費用がかかることがあります。